

# 本宮市総合評価一般競争入札試行要綱

平成20年12月15日

告示第158号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本宮市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本宮市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価方式」という。)の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び総合評価の型式)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、設計金額3,000万円以上の建設工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものの中から、本宮市入札参加資格等審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、市長が決定する。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力及び地域性等並びに入札価格を総合的に評価することが妥当と認める工事
- (2) その他必要と認める工事

2 総合評価の型式は、特別簡易型とする。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、次に掲げるときは、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 前号の意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたとき。

(落札者決定基準)

第4条 市長は、委員会の審議及び学識経験者の意見の聴取を経た後、落札者決定基準を定めるものとする。

(入札公告)

第5条 この要綱に基づき総合評価落札方式による入札を実施する際は、次の事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価方式を採用していること。
- (2) 落札者決定基準及び決定方法に関すること。
- (3) 提出資料に関すること。

(4) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(5) その他必要と認める事項

(総合評価の方法)

第6条 総合評価の方法は、入札者が提出した実績等の評価項目を点数化した得点の合計（10点を上限とする。以下「加算点」という。）に標準点100点を加えた点数を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(競争入札参加資格確認申請書及び技術評価点算定資料の提出)

第7条 入札参加希望者は、入札に際し次に定める資料のうち、入札公告又は入札説明書に定めた資料を入札公告に示す期限までに提出するものとする。

(1) 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 技術評価点算定資料一覧表（様式第2号）

(3) 企業の施工能力（同種・類似工事の施工実績）（様式第3号）

(4) 配置予定技術者の施工能力（同種・類似工事の施工経験）（様式第4号）

(5) 地域社会に対する貢献度（その1）（様式第5号）

(6) 地域社会に対する貢献度（その2）（様式第6号）

(7) 地域社会に対する貢献度（その3）（様式第7号）

(8) その他必要と認める資料

2 評価項目算定資料を期限までに提出しない者は、失格とする。

3 提出された資料の変更は、原則として認めないものとする。

4 市長は、入札参加者に対して、入札前及び入札後に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(落札者の決定)

第8条 落札者は、次の各要件に該当するもののうち、第6条の規定により得られた評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札価格が最低制限価格以上であること。

2 評価値が最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

3 市長は、第3条第2号の規定により改めて学識経験者の意見を聴いたときは、その結果を考慮し落札者を決定するものとする。

(価格以外の評価内容の担保)

第9条 市長は、落札者が総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合は、契約の解除、指名停止等の措置及び損害賠償の請求をすることができる。

(秘密の保持)

第10条 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき入札者参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(総合評価の結果に対する理由の説明)

第11条 総合評価の結果、落札者とならなかった者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月15日から施行する。